

令和6年度林道事業積算基準等分析調査事業仕様書

1 事業名

令和6年度林道事業積算基準等分析調査事業

2 目的

これまでの路網整備の取組の評価や課題の整理、昨今の情勢の変化を踏まえた今後の路網整備のあり方について検討するため設置された「今後の路網整備のあり方検討会」において、今後の路網整備の方向性については、主伐等による木材生産量の増加、山地災害の激甚化・多様化といった状況を踏まえ、木材の大量輸送に対応した、災害に強い林道の開設・改良に集中的に取り組む必要があると整理された。

また、林道の管理及び構造に関する基本的事項を定める林道規程について、ドライバーファーストの視点から、車両の安心・安全かつ円滑な通行の確保や頑丈で被災し難く維持管理も軽減可能な自動車道の整備を行うことを主な考え方として改訂されたことに続き、林道の計画、調査、設計、施工等を実施するために必要な技術上の基本事項を示す林道技術基準が改正されたところであり、これらと整合性の取れた林道の調査、測量、設計業務及び工事（以下「林道工事等」という。）を発注するための積算基準等の整備が必要となっている。

本事業は、これらの課題を解決し、今後の林道事業において効率的に設計積算が行えるよう積算基準等の改善を図るために実施するものである。

3 業務の履行期間

契約締結の日から令和7年3月7日（金）まで

4 業務内容

(1) 林道工事等の積算基準等整備に係る調査

ア 林道工事等における以下の工種及び作業の積算基準（標準仕様書、標準歩掛等）を設定あるいは見直すため、過年度回収した調査結果及び本年度に実施・回収する調査結果を使用し、作業量と作業時間の相関、現場条件による工程の相違等の分析、検討等を行って標準歩掛等の改正案を作成し、必要に応じて当該作業の標準仕様書（案）を作成する。

なお、本年度調査に係る調査票の配布及び回収時期は監督職員と協議の上、決定する。

- ① バックホウ 0.28m³ 及び 0.45m³ によるブレーカ掘削
- ② 砂利路盤工（人力・機械）
- ③ コンクリート路面工

④ 大型ブロック積工

イ 林道工事等における以下の工種及び作業の積算基準（標準仕様書、標準歩掛等）を設定あるいは見直す施工実態調査を実施するため、施工実態の分析に必要な施工地概要、施工条件、作業員構成、作業量及び作業時間、使用機械の種類及び稼働時間、諸資材の種類及び使用量等を把握する調査票を作成し、林道工事等の発注者（森林管理局・都道府県積算担当者をいう、以下同じ。）に配布し、令和7年2月28日までに回収する。

なお、調査票の配布時期については監督職員と協議の上、決定する。

- ⑤ ICT 土工（林道工事 5,000m³ 未満）
- ⑥ 基礎・裏込砕石工
- ⑦ 基礎・裏込栗石工（機械施工）
- ⑧ 骨材再生工（自走式）
- ⑨ 林道設計における盛土安定計算
- ⑩ 林道改良工事における測量・設計
- ⑪ 林道施設災害調査等
- ⑫ 仮設道設計
- ⑬ 鉄鋼スラグ路盤工
- ⑭ かご工（B）

調査データ件数確保の観点から、民有林及び国有林の林道事業のほか、治山事業も調査対象に含めることとする。

(2) 打合せ

受託者は、業務の実施に当たって、委託者と十分協議の上で実施するものとする。打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

- ① 業務着手段階
- ② 業務中間段階（3回）
- ③ 報告書とりまとめ段階

(3) 報告書のとりまとめ

上記（1）～（2）の内容や経緯等を本事業の成果として報告書にとりまとめるものとする。

5 成果品

(1) 納入物品

成果物として4の業務内容について取りまとめた調査報告書（調査結果概要を含む）10部、電磁記録媒体2部を次の場所へ提出すること。

なお、電磁記録媒体（CD-R又はDVD-R）は、ウイルスチェック行い、ウイルスチェックに関する情報（ウイルスチェック対策ソフト名、定義ファイルのバージョン、チェック年月日等）を記載したラベルを添付して提出すること。

(2) 納入場所

林野庁森林整備部計画課施工企画調整室施工技術班積算基準係
(別館7階 ドアNo.別712)

6 前年度の調査報告書の閲覧貸与

入札希望者から申し出があれば、前年度以前の調査報告書（写）を閲覧貸与できるものとする。なお、閲覧貸与期間は、入札書、提案書等の提出期限までとする。

7 その他

- (1) 業務の実施に当たり、本仕様書に定めのない事項及び疑義のある場合は、委託者と協議の上、実施するものとする。
- (2) 本事業における人件費の算定に当っては、別添の「委託事業における人件費の算定等の適正化について」に従って行うものとする。なお、委託者は、受託者から提出された人件費の算定について確認するため、原則として人件費単価表（受託者が組織として人件費単価を定めている場合）又は実際に従事する（した）者の給与明細を確認する。
- (3) 受託者は、本事業により知り得た情報については、契約期間中はもとより、契約期間終了後においても外部に漏らしてはならない。
- (4) 受託者は、事業の実施に当たり、関連する環境関係法令を遵守するとともに、新たな環境負荷を与えることにならないよう、生物多様性や環境負荷低減に配慮した事業実施及び物品調達、機械の適切な整備及び管理並びに使用時における作業安全、事務所や車両・機械などの電気や燃料の不必要な消費を行わない取組の実施、プラスチック等の廃棄物の削減、資源の再利用等に努めるものとする。